

商業教育における中高接続の実現可能性

——簿記の理論的枠組みを用いて——

玉 繁 克 明*

(受付 2022年 5月 31日)

目 次

はじめに

1. 岩田巖教授による「二つの簿記学」を軸とした理論的枠組みの考察
 - (1) 考察の論点
 - (2) 決算中心主義の簿記学と物的勘定理論
 - (3) 管理中心主義の簿記学と人的勘定理論
 - (4) 人的勘定理論とアカウントビリティ
 - (5) 企業組織の諸局面からみた簿記の役割
 - (6) 簿記の理論的枠組み
 - (7) 簿記学の課題
2. 中学校学習指導要領と会計基礎教育
 - (1) 中学校社会における会計基礎教育導入の動向
 - (2) 会計基礎教育の授業支援パッケージの紹介
3. 高等学校学習指導要領からみた会計分野の学び
 - (1) 科目概要および改訂概要からみた会計分野の学びの整理
 - (2) 科目簿記の目標
 - (3) 科目簿記の目標と企業の社会的責任
 - (4) 科目簿記の目標と組織の一員としての役割
 - (5) 高等学校における簿記教育および会計教育の問題点
4. 商業教育における中高接続に向けて
 - (1) 「技能」と「技術」の表現からみた中学校教育と商業教育の相違点の整理
 - (2) 中高接続教育への試案

おわりに

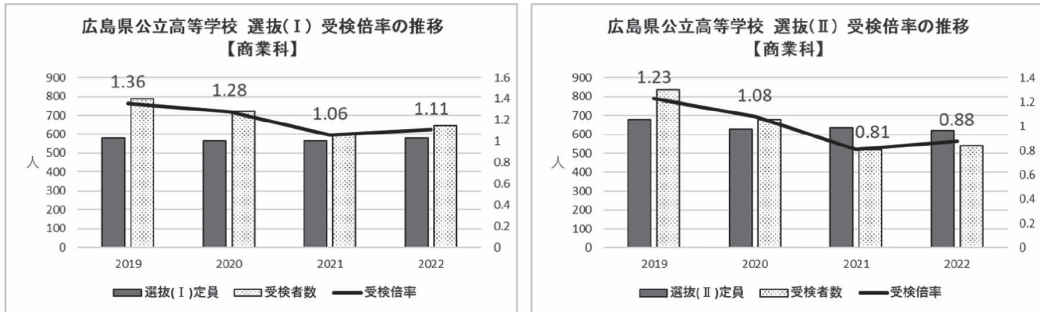
は じ め に

近年、広島県内の公立高校の志願倍率および受検倍率が低下傾向にある。この実態は、グラフ1を見ても分かるように、広島県内の公立の商業科においても同様のことがいえる。

この要因について、まず想定されるのは、少子化の影響というものであろう。一方で、国においては、授業料支援の施策として、2020年4月から高等学校等就学支援金の制度改正が

* 広島修道大学

グラフ 1 広島県公立高等学校入試状況の推移¹⁾



〔出所〕 広島県公立高等学校入学者選抜等情報

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/fr-nyuushi.html>) をもとに筆者作成

行われ、各家庭の所得に応じた教育費の負担軽減による、いわゆる私立高等学校の授業料実質無償化が実施されている。私立高校の入試結果には非公表のものがあ、すべてを確認することはできないが、このことが一要因となり公立高校離れを引き起こし、志願倍率および受検倍率の低下につながっていることも想定される。いずれにせよ、公立高校の入試倍率の低下を引き起こしていることは事実である。このような公立高校の実態を、公立の商業科をもつ高等学校ではどう受け止める必要があるのであろうか。そこには、各学校の問題としてではなく、教科商業の魅力の再構築が求められていると認識し、取り組んでいく必要があると考える。

一方、中学校の教育内容に焦点をあててみていくと、2021年度から新しい学習指導要領が実施され、中学校社会の公民的分野では、中学校学習指導要領解説社会編（以下、中学校解説社会編）の中で、「企業会計の意味」や「会計情報の提供と活用」に関する内容を取り入れることが推奨されている。このことに関連して、中学校における会計分野に関する教育（以下、会計基礎教育）への中学校の社会科教員の認識の実態はというと、日本公認会計士協会から報告書が公表された調査結果²⁾からは、中学校教員の会計情報を扱う授業実施への不安要素が明らかとなっている。この調査結果は、中学校で指導する会計基礎教育の実態に特化した調査であるが、商業教育上の専門分野の一つである会計分野の学習内容への中学校教員

1) 広島県の入試制度について、選抜（I）とは、中学校長の推薦を受けた者に対し実施することができる、いわゆる推薦入試のことをいい、選抜（II）とは、学力検査を要する、いわゆる一般入試のことをいう。2022年度実施の入試からは、上記二つの入試が一つに統一され、学力検査に加えて、受検者の自己表現力を見極める試験が加わるなど、各学校独自の検査による実施が行われる。詳細については、次の URL のリンク先を参照されたい。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/433142.pdf>

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/477487.pdf>

2) 日本公認会計士協会では、2021年6月に「中学校における『会計基礎教育』対応状況調査の結果について」の調査結果報告書を公表している。詳細については、次の URL のリンク先を参照されたい。
<https://jicpa.or.jp/news/information/files/0-99-0-0-20210628.pdf>

の認識の低さを表しているものと捉えることもできるのではないだろうか。また、このことは、決して会計分野の学びに留まることなく、総じて、中学校教員の商業教育への認識の低さを示唆したものと判断することができるであろう。

上述の実態が存在する中、2022年度から高等学校では、改訂された学習指導要領に基づき、年次進行で実施がなされている。商業に関する公立高校の受検倍率低下の実態や中学校教員の商業教育への認識の実態は、高等学校の商業教育においては脅威と判断することが一般的であろう。しかし、マイナス面しかないとの判断は正しいといえるであろうか。

そこで、このような脅威を逆手に取り、中学校社会の公民的分野に着目することで、商業教育の復活の糸口を見出せるのではないかと考えた。つまり、中学校社会における会計基礎教育と高等学校における簿記教育および会計教育の系統性を明確にすることで、商業教育が中学校の学びとつながりをもっていることを証明し、このことで、教科商業の魅力を再発信することができるのではないかと考えた。

高等学校商業の会計分野の科目は、「簿記」「財務会計Ⅰ」「財務会計Ⅱ」「原価計算」「管理会計」の5科目で構成されている。会計分野の学びを中学校と高等学校の接続の視点で捉えたとき、その接合点にあたる科目が「簿記」であろう。このことから、本論では、特に科目簿記が中高接続教育にどのような意味をもち、どのように学習を展開していくことが考えられるかについて論じていきたい。

そこで、中学校の会計基礎教育と高等学校の簿記教育および会計教育の系統的な学びの構築に向けて考察する上で、本論では、岩田巖教授が提唱した「決算中心主義の簿記学」と「管理中心主義の簿記学」における、いわゆる「二つの簿記学」に着目して検討していった。その際、二つの簿記学による簿記の体系を勘定理論の構成や企業組織の諸局面からみた簿記との関連から考察し、その結びつきについて整理していった。また勘定理論については、財産管理（会計管理）を中心とした簿記における「アカウントビリティ」の所在からの検討を論点とした。

その上で、会計分野の学びにおける中高の系統的な学びとはどのようなものであるか整理し、中学校から高等学校商業への見通しをもった学びの実現に向けて検討した内容について論じていきたい。

1. 岩田巖教授による「二つの簿記学」を軸とした理論的枠組みの考察

(1) 考察の論点

岩田（1955）で述べる「二つの簿記学」とは、「決算中心主義の簿記学」と「管理中心主義の簿記学」を意味する。「決算中心主義の簿記学」とは、簿記の目的、勘定理論の構成、勘定科目の分類、帳簿組織の設定といった簿記学の体系について、すべて決算を中心に考えてい

く簿記である。一方、「管理中心主義の簿記学」とは、これらの簿記学の体系について、会計管理を中心として行っていく簿記である（岩田，1955，8頁）。

ここでは、このような異なる二つの簿記学による体系を整理する上で、決算中心主義と管理中心主義の簿記学の「簿記の目的」について考察することに加えて、二つの簿記学と「勘定理論の構成」の関係性の視点からも考察していきたい。この勘定理論の構成については、「物的勘定理論」と「人的勘定理論」を取り上げて考察していくことにする。

また、新田（2019）では、簿記の役割を企業組織の活動に主眼をおいてみたとき、「日記帳簿記、財務諸表作成簿記、個別管理簿記」の3局面で捉えることができると述べる（新田，2019，143頁）。本論においても、この3局面で捉え、それぞれの異なる簿記の目的や役割に着目して整理していくことにする。

以上の内容の整理を通して、岩田巖教授が提唱した「二つの簿記学」に基づいて、勘定理論の構成や企業組織の諸局面からみた簿記がどのように関連付けられ、結びつくのかということについて、体系的にまとめ、その枠組みを提示していきたい。

（2）決算中心主義の簿記学と物的勘定理論

従来の簿記学のほとんどは、一定時点の財政状態と一定期間の営業成績を算定するといったことを簿記の目的としている。また勘定理論についても、貸借対照表や損益計算書を中心に考えると、決算で行われる成果計算を中心に考えるといったように、決算で作成される財務諸表を土台として勘定理論を考えている。このように、簿記について、決算から説明していく傾向が強く、決算中心主義の簿記学による帳簿記入の方法で行われる傾向がある（岩田，1955，9頁）。

決算中心主義の簿記学のもとでは、勘定は物として、その勘定の意味するところの領域を超えることはなく、財産変動の事実としての意味をもつことに留まる。このような捉え方を物的勘定理論と呼ぶ。例えば、備品を購入して備品勘定の借方に資産計上した場合には、この事実は、有形固定資産の増加分としての意味に留まる。また、借金をした場合には、借入金勘定の貸方に負債の増加分を計上する。さらに決算では、この借入金を1年基準により短期借入金であれば流動負債に、長期借入金であれば固定負債に振り分けて計上するのみに留まる。ここでは、各勘定がその物としての勘定を超える意味をもつことはない。

このように簿記学では、勘定を物に即して見ることが一般的であり、物の側から説明しようとする傾向が強い。これはいわゆる物的勘定理論の影響によるものである。しかし、この物的勘定理論が、複式簿記の勘定記入の統一的説明に寄与した貢献は認めなければならない（岩田，1953，15頁）。

(3) 管理中心主義の簿記学と人的勘定理論

岩田（1953）では、決算中心主義の簿記学に対して、管理中心主義の簿記学が存在し、ここでは、会計管理を目的とする簿記が存在することを述べている。つまり、この簿記学上では、会計帳簿は単に過去の事実の備忘記録にすぎないものではないこと。日々の取引記録は決算のための準備だけのものではないこと。毎日の膨大な記録は、決して利益金というただ一つの数字を決定するためのものではないこと。会計記録は単なるメモではないということの意味する。そして、企業体において財産の増減記録がもつ意味と意義とは、第一にアカウントビリティ（Accountability）³⁾の所在を明らかにすることであると述べ、人的勘定理論を再検討することを指摘している（岩田，1953，13頁）。

(4) 人的勘定理論とアカウントビリティ

ここからは、人的勘定理論とアカウントビリティの関連について整理していきたい。

岩田（1953）では、勘定記入は単に財産変動の事実を記述することだけを目的とするのではなく、会計管理⁴⁾のための第一歩であると述べる。会計管理のためとは、財産のアカウントビリティの所在がどこにあるかを継続的に明らかにすることにある（岩田，1953，13-15頁）。図表1-1にあるように、分課制度による帳簿組織の責任の所在をアカウントビリティの

図表1-1 分課制度による帳簿組織上の責任の所在

| 責任の所在 (Accountability) | | 関連する諸帳簿 |
|---------------------------|-----|-----------------------------------------------|
| 経理課 | 会計係 | 仕訳帳・総勘定元帳 |
| | 出納係 | 現金出納帳・当座預金出納帳・受取手形記入帳・支払手形記入帳 販売費及び一般管理費元帳 |
| 総務課 | 庶務係 | 小口現金出納帳 |
| | 管理係 | 固定資産台帳 |
| 営業課 | 仕入係 | 仕入帳・買掛金元帳 |
| | 販売係 | 売上帳・売掛金元帳 |
| | 倉庫係 | 商品有高帳 |

〔出所〕「安藤英義（2022）『新簿記』実教出版，185頁」をもとに筆者作成

3) 岩田 巖（1953）「『アカウント』・『アカウントビリティ』・『アカウントティングコントロール』『産業経理』，13(1)，14頁。「アカウントビリティ」について、岩田（1953）では、次のように説明している。「職制上、企業内部において、財産の受払保管に関する権限が一定の部署や担当者に委譲され、その責任範囲が限定されている場合、この業務を担当する者は、財産の受入から払出すまでの間において委託された財産が如何に管理保全されているかの顛末を、要求されれば、説明する責任を負うものである。」

4) 岩田 巖（1953）同上書，12頁。岩田（1953）では、「アカウントティングコントロール」に「会計

視点から見ていくと、財産管理は企業全体で行われていると捉えることができる。このように、勘定組織や帳簿組織が分課制度と表裏一体をなすということは、「勘定の背後に人間がいる」ことを意味し、勘定と勘定の関係は人と人との関係と理解することができる。つまり、勘定組織は企業における社会関係の反映であるといえる（岩田, 1953, 15頁）。このような捉え方が人的勘定理論である。

このように捉え、取引が発生するごとに記録を行うということは、期末決算のためだけでなく、遅滞なく、連続的にアカウントビリティの所在を確定しているということになる。（岩田, 1953, 15頁）。

例えば、現金の実地棚卸が行われ、実際在高と勘定残高の不一致が判明した場合には、出納担当者は、その原因究明に向けた任務を負うことになる。そして、勘定記録がもれなく、正確に処理されたところで、出納担当者のアカウントビリティは解除されることになる。このような財産の保全を図ることが会計管理の第一歩である（岩田, 1953, 14頁）。

また、財産は移動する毎に財産の種類によって勘定分類され、アカウントビリティが確立される。その際、財産は全体としては少しも増減しないのに、種類を変えるごとに、その増減を勘定から勘定へと連続的に記録されるケースも考えられる⁵⁾。

岩田巖教授は、このようなアカウントビリティの所在に着目した人的勘定理論の観点から会計組織を見直し、企業体における財産の増減記録や会計がもつ意味と意義とを捉えることが大切であり、「こうした簿記の研究こそ本当の意味の簿記理論ではないか（岩田, 1953, 15頁）」と述べている。

加えて、岩田巖教授は、会計管理は、単に財産変動の事実を記録してアカウントビリティの所在を示すばかりでなく、別の意味での財産管理としての意味も有すると述べる。つまり、補助簿などの会計帳簿は、単に過去の事実の備忘記録に留めておくだけの消極的な機能を果たすばかりでなく、将来の業務執行を管理する積極的な機能も果たすということを述べている（岩田, 1953, 18-19頁）。

以上のことから、勘定組織や帳簿組織が分課制度のもとにあることを前提としたうえで整理していくと、会計管理とは、財産変動の事実を記録してアカウントビリティの所在を明確にすることだけに留まらず、補助簿などの会計帳簿を将来の業務執行の管理に積極的に活用

管理」という訳語をあて、「会計管理ということは、会計帳簿の機能としては、最も根本的なもの」であり、「あらゆる種類の会計制度に共通な機能である」と述べている。しかし、簿記会計学では、会計管理という根本的な機能があることに触れていないものがあることを指摘し、岩田自身も会計管理の機能について、あやふやな認識しかなかったと述べている。

5) 玉繁克明 (2021)「デジタル時代における簿記教育の理論研究」『修道商学』, 61(2), 45頁。このことについて、玉繁 (2021) では次のように説明する。「現金を払出し、固定資産を購入した場合は、出納担当者は、アカウントビリティが解除される一方で、財務担当者（管理係）のような固定資産の管理担当者は、アカウントビリティを負うことが確定されたことになる。」

すること、つまり、業務改善などの意思決定に活用することで、その機能を果たすと捉えることができるであろう。

(5) 企業組織の諸局面からみた簿記の役割

新田（2019）では、簿記の役割を企業組織の活動に主眼をおいてみたとき、「日記帳簿記、財務諸表作成簿記、個別管理簿記」の3つの局面で簿記を捉えることを述べている。

ここからは、この3局面による簿記の具体を、新田（2019）に述べられている内容に沿って整理していくことにする。

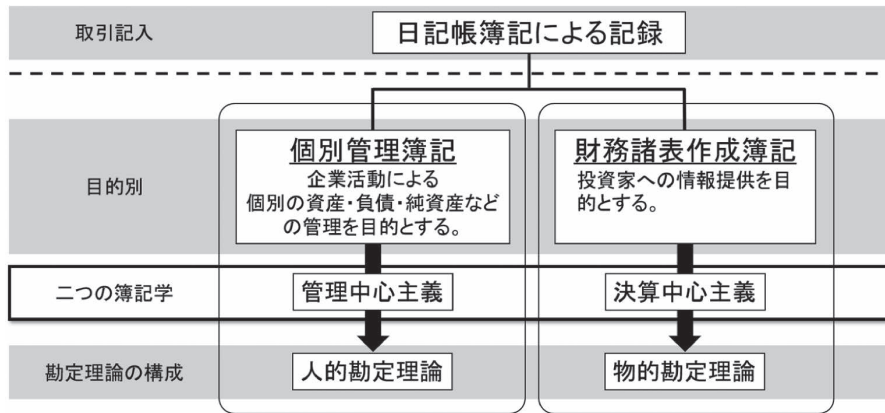
まず、日記帳簿記とは、入口段階の簿記であり、仕訳帳の段階、つまり、簿記の日記帳の役割としての段階である。これは、企業組織の最初の局面による簿記として捉えられ、取引の相手、すなわち取引に関連する各該当部門を意識して日々の取引を把握し、細大漏らさず記帳する簿記であり、新田（2019）では、これを「日記帳簿記」と呼んでいる。

続いて、財務諸表作成簿記とは、出口段階の簿記であり、財務諸表作成を意識した仕訳を求める簿記である。例えば、借入金を仕訳段階で短期か長期かに区別して処理するといった仕訳の捉え方がこの段階の簿記といえる。また、全社的な局面では、近年、投資家のための情報提供を指向した会計基準に従った財務諸表を作成するための簿記が行われている。新田（2019）では、このような簿記を「財務諸表作成簿記」と呼び、財務諸表を誘導する点で、総勘定元帳の次元のものであると述べている。このような「財務諸表作成簿記」は、岩田巖教授の述べる二つの簿記学でいう「決算中心主義の簿記学」と捉えることができる。

最後に、入口段階と出口段階の簿記があるということは、3つ目の局面として、途中段階における簿記としての捉え方が考えられる。これは、期中の財産管理や会計管理を意識した仕訳による簿記である。例えば、資産勘定としての備品勘定の仕訳の背後には、固定資産台帳（備品台帳）による資産管理が付随しており、そこには、設置場所や減価償却に関する情報などが記載されることになる。また、負債勘定としての借入金勘定の仕訳の背後には、借入金台帳による負債管理が付随しており、そこには、借入先や支払期限、利息に関することなどが記載されることになる。このような企業の各管理部門で行われる、個別的な資産・負債・純資産の管理に関わる個々の財産管理を意識した簿記が存在する。新田（2019）では、これを「個別管理簿記」という。また、個別管理簿記は、岩田巖教授の提唱する二つの簿記学でいう「管理中心主義の簿記学」として捉えることができる。この次元における簿記では、取引の備忘録としての仕訳の意味に留まらず、将来の業務執行を管理する機能も備えているといえる。

ここまで述べてきたように、企業組織の活動からみた3つの局面における簿記は、それぞれ目的が異なり、異なった簿記の見方・考え方を必要とする。すなわち、簿記の役割や機能を論ずるとき、これらの各局面を認識したうえで、簿記教育を実践する必要があることを述

図表1-2 二つの簿記学と企業組織の諸局面による簿記の役割から捉えた簿記の理論的枠組み



〔出所〕 筆者作成

べている（新田，2019，136－144頁）。

（6）簿記の理論的枠組み

ここでは、岩田巖教授が提唱した「二つの簿記学」に基づいて、勘定理論の構成や企業組織の諸局面からみた簿記がどのように関連付けられ、結びつくのかということについて、前節までの内容を体系的に整理し、その枠組みを提示していきたい。

まず、二つの簿記学の体系と勘定理論の構成との関係で整理すると、決算中心の簿記学は、物的勘定理論による簿記への役割として、財産管理のための簿記学は、人的勘定理論による簿記への役割として双方を認識することができる。また、簿記の役割を考える上で、入口段階、出口段階、そして途中段階の3局面における簿記で捉えるということは、個々の異なる目的や役割、そして機能があると捉えることができる。

このように、第1章で述べてきたことに基づき整理すると、本論では、簿記の理論的枠組みとして、図表1-2のように図式化できるのではないかと考えた。

（7）簿記学の課題

岩田（1953）では、帳簿記録の目的は何かという問いに対して、帳簿記録は期末に集計して、その時の財政状態と過去一期間の営業成績を明らかにするため、つまり決算のためだという答えがよく用意されているという。この答えに対して、否定するものではないし、些かの間違いもない。一方で、この答えが帳簿記録の目的のすべてを表しているとする答えに対しては、否定的に捉えている（岩田，1953，13頁）。つまり、帳簿記録の目的は何かという問いの答えに、会計管理の視点で捉えることができているかが重要であることを指摘している。

もし帳簿記録が、期末に集計して、その時の財政状態と過去一期間の営業成績を明らかにすることのみを目的として行われるのであれば、会計帳簿は過去の事実の備忘記録としての機能でしかないということになる。このことは、期末に決算をするため、過去の取引事実を忘れると困るから、記録にとどめておくということだけを目的としたもので、集計結果を振り返ることのみに着眼した捉え方である（岩田，1953，13頁）。

また、岩田（1953）では、簿記理論が勘定記入方法の統一的な理論的説明という形、すなわち、決算中心主義で取りあげられたことは、簿記学の不幸であったと述べる。つまり、このことは、個別経済における簿記、すなわち、管理中心主義の簿記の意味の探求が、簿記学の研究対象から脱落したことを意味し、簿記学が単なるブックキーパー養成の学問に墜落したと述べている（岩田，1953，15頁）。

簿記学には決算中心主義と管理中心主義の簿記学による二つの異なる体系が存在するが、岩田巖教授は、従来の簿記学は、決算中心の簿記学というものが圧倒的であり、支配的であることに対して批判的に述べている（岩田，1955，9－10頁）。そして、この決算中心の簿記学は、2020年代の現在の簿記の学びにおいても未解決の課題として存在し、根深く生き続けている課題であるといえる（玉繁，2021，50頁）。

2. 中学校学習指導要領と会計基礎教育

(1) 中学校社会における会計基礎教育導入の動向

2021年4月から実施されている中学校解説社会編の公民的分野では、「企業会計の意味」、
「会計情報の提供と活用」に関する内容が取り上げられている。このことについて、先述した日本公認会計士協会による調査から、中学校の教員は、これらの内容を授業で取り扱うことに不安を抱いている様子が窺える。一方で、特に高等学校の商業教員にとっては、中学校の会計基礎教育で、どのような授業が実施されるのか興味深いところであろう。中学校学習指導要領では、公民的分野は第3学年で学習させること（文部科学省，2018a，48頁）が示されていることから、今後この学習指導要領のもとで、中高の系統的な会計分野の学びの実現への期待が高まる場所である。

そこで、ここからは、中学校学習指導要領および中学校解説社会編で、会計分野の学びに関する内容がどのように述べられているかについて整理していくことにする。

「中学校学習指導要領」社会〔公民的分野〕の「私たちと経済」の中では、「個人や企業の経済活動における役割と責任」について指導することが示されている（文部科学省，2018a，44頁）。中学校解説社会編では、この内容の実施について、効率と公正⁶⁾に着目することで、

6) 文部科学省（2018c）『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編』東洋館出版社，139－140頁。「効率」と「公正」の説明については、中学校解説社会編では次のように述べられている。「効

多面的・多角的に考察し、表現できるように指導することとされ、この内容の中で、経済活動や起業などを支える金融の働きが重要であることを取り扱うことと述べられている。そして、資金の流れや企業の経営の状況などを表す企業会計の意味について考察することを通して、会計情報の提供や活用によって、公正な環境の下での財やサービスの創造が確保される仕組みになっていることを理解させると述べられている（文部科学省，2018c，145－146頁）。

以上のことを受け、公民的分野で会計情報の活用を取り入れ、「企業の経済活動における役割と責任」について学習する内容を構築する上では、一会計期間内の財政状態や経営成績を明らかにできる決算書としての貸借対照表や損益計算書を取り扱う教育が想定される。

(2) 会計基礎教育の授業支援パッケージの紹介

そこで、中学校社会で企業会計について言及されたことを受け、日本公認会計士協会では、会計基礎教育⁷⁾と銘打って、中学校教員向けの授業支援パッケージの開発を行った。ここからは、そのパッケージの概要を紹介し、中学校社会の会計基礎教育の授業実践例を見ていくことにする。その際、特に高等学校の商業教育における会計分野との繋がり深い内容に重点を置き、その概要をみていくことにする⁸⁾。

○単元の指導計画

- (1) 単元名「企業の経済活動における役割と責任」
- (2) 単元のねらい
 - ① 現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解する。
 - ② 企業の経済活動における役割と責任について、対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、多面的・多角的に考察し、表現する。
- (3) 本単元を貫く問い「企業の役割と責任とは何だろう」

率」については、社会全体で「無駄を省く」という考え方である。これを別の表現で説明すると「より少ない資源を使って社会全体でより大きな成果を得る」という考え方であるといえる。すなわち、「合意」された内容は社会全体でより大きな成果を得るものになっているかを検討することを意味しているのである。一方、「公正」については「みんなが参加して決めているか、だれか参加できていない人はいないか」というような手続きの公正さや「不当に不利益を被っている人をなくす」、「みんなが同じになるようにする」といった機会の公正さや結果の公正さなど、「公正」には様々な意味合いがあることを理解した上で、「合意」の手続きについての公正さや「合意」の内容の公正さについて検討することを意味している。

7) 日本公認会計士協会では、幼児期から成人期までの各ライフステージで身に付けておきたい会計リテラシーの内容を具体化し、マッピングされた表としてまとめている。詳細については、次の URL のリンク先を参照されたい。

<https://jicpa.or.jp/about/activity/basic-education/literacy-map.html>

8) 中学校社会公民的分野における日本公認会計士協会による「授業支援パッケージ」は、2つのパターンが作成されているが、本論では、「パターン B」のみ紹介する。詳細については、次の URL のリンク先を参照されたい。

<https://jicpa.or.jp/news/information/2021/20210902abd.html>

○学習指導案

(1) 本時のテーマ「会計情報を開示・活用することの社会的な意義」

(2) 本時のねらい

会計情報の概要とその活用の意味について図解や時事的な記事から理解することを通して、会計情報の開示が企業の責任として必要とされる理由を考察する。

(3) 本時の評価規準

会計情報の活用についての基本的な理解を基に、会計情報の開示が必要とされるのはなぜか、効率と公正などの視点を踏まえて考察している。

(4) 本時の流れ

【発問】

「身近な生活の中で、何かに取り組んだ成果を数字で説明するものには何があるだろうか。それらは、どんな目的で使われているか。」

解答例：成績表、部費の会計報告、買い物のお使い

解説：「企業もまた、事業に取り組んだ成果を数字で報告する。その代表的な制度が、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表の公開である。このような会計情報は、法律によって開示が義務付けられている。」

【発問】

「会計情報は、『誰にとって』『どんな目的で』役立つか。」

解答例：株主、投資家、債権者、就職先を決めようとしている人、税務署など

【主発問】

「なぜ、会計情報の開示・活用が必要なのか。」

解答例

- ・投資家がどの企業に投資するか判断するため
- ・株主が企業の「成績」を客観的に把握するため

解説：そもそも、企業の業績について、企業とその利害関係者（投資家など）の間には、知り得る情報の質や量に大きな差がある。このような企業と利害関係者との間における情報の差があることで、投資家などは適正な判断ができないことが予想される。

【考察の整理】

会計情報が適正に提供・活用される仕組みをつくることは、次のような意義をもつ。

- ① 企業の活動に関わる人たちが、企業を経営したり支えたりする際の選択・判断に必要な情報を広く提供し、公正な取引環境を生み出す。

- ② 株主など利害関係者と企業の経営者との利害を一致させ、双方の利益を最大化する効率的な行動を促す。

本単元を貫く問いは、「企業の役割と責任とは何だろう」である。このことに照らし合わせて考察すると、企業の役割とは、利害関係者への公正な判断を促し、公正な取引を実現することであり、そのためには、企業側には適正な会計情報を提供する責任があるということであろう。つまり、企業から信頼できる会計情報の提供が行われない社会では、例えば投資家にとっては、会計情報をもとに株式投資を行うことができないし、健全な企業に資金提供がなされないことにより、生産活動が滞るなど、経営資源を有効に活用することが阻害され、経済の効率性⁹⁾が妨げられることになる。

このパッケージの授業実践例は、知識の習得に加えて、会計情報を提供する側（経営者）とそれを活用する側（投資家など）の双方の立場から考察させ、適正な会計情報の開示の重要性について考えさせる学びを構築している。この学びは、多面的・多角的な視点からの考察と表現する場面を実現させる学びとして展開されていることを、ここで添えておきたい。

3. 高等学校学習指導要領からみた会計分野の学び

(1) 科目概要および改訂概要からみた会計分野の学びの整理

高等学校では、2022年度から改訂された学習指導要領に基づいて、年次進行で実施がなされている。ここでは、高等学校における商業教育の中の、特に会計分野の科目に焦点をあてて整理していきたい。その上で、会計分野の学びを中学校と高等学校の接続の視点で捉えたとき、その接合点にあたる科目が「簿記」であろう。このように捉え、ここからは、特に科目簿記が中高接続教育にどのような意味をもち、どのように学習を展開していくことが考えられるかについて論じていきたい。

図表3-1は、2022年度から実施の「高等学校学習指導要領解説商業編」（以下、解説商業編）に述べられている会計分野5科目の科目の概要と改訂の概要である。この記述から、各科目の概要については、次のように捉えることができる。

「簿記」は、適正な取引記録と適正な財務諸表の作成を、「財務会計Ⅰ」および「財務会計Ⅱ」は、適切な会計情報の提供とその効果的な活用を学びの軸においていることがわかる。また、「財務会計Ⅱ」については、「指導計画の作成に当たっての配慮事項」に、「『財務会計Ⅰ』を履修した後に履修させることを原則（文部科学省、2019、161頁）」としており、科目

9) 「会計情報の提供および活用」における経済の効率性とは、例えば、投資家が優良企業を識別する際、自らの手のみで企業情報を収集し、得た情報をもとに必要な情報として加工・作成することには限界がある。そこで、投資家が必要とする最低限の情報を、企業側が適正な会計情報として公表し、提供することで、投資家は会計情報として必要な情報を適宜得ることができる。このようなことが、「会計情報の提供および活用」における経済の効率性として考えられるであろう。

図表3-1 各科目の概要および改訂の概要

| 簿記 | 財務会計Ⅰ | 財務会計Ⅱ |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>この科目は、企業において日常発生する取引について適正に記録するとともに、<u>適正な財務諸表を作成するために必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。</u></p> <p>今回の改訂では、コンピュータを活用した会計処理の普及に伴う<u>実務の変化を踏まえ</u>、仕訳帳の分割に関する指導項目を削除するとともに、扱う伝票の種類について入金、出金及び振替の三つとするほか、会計ソフトウェアの活用に関する指導項目を従前の「ビジネス実務」から移行するなど改善を図った。</p> | <p>この科目は、<u>適切な会計情報を提供するとともに、効果的に活用するために必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。</u></p> <p>今回の改訂では、<u>株式会社の実務で必要とされる</u>会計処理の内容を踏まえ、外貨建取引の会計処理に関する指導項目などを従前の「財務会計Ⅱ」から移行するとともに、社債の発行の会計処理、連結財務諸表の作成に関する指導項目などを「財務会計Ⅱ」に移行するなど改善を図った。</p> | <p>この科目は、「財務会計Ⅰ」の学習を基礎として、<u>適切な会計情報を提供するとともに、効果的に活用するために必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。</u></p> <p>今回の改訂では、<u>株式会社の実務で必要とされる</u>会計処理の内容を踏まえ、連結税効果会計に関する指導項目を取り入れるとともに、会計的側面から企業及び企業の経営判断を分析する力を育成するようにするなど改善を図った。</p> |
| 原価計算 | 管理会計 | |
| <p>この科目は、<u>適切な原価情報を提供するとともに、効果的に活用するために必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。</u></p> <p>今回の改訂では、<u>実務で必要とされる</u>原価計算、会計処理などの内容を踏まえ、標準原価計算においてシングルプランによる記帳法に関する指導項目を取り入れるなど改善を図った。</p> | <p>この科目は、<u>経営管理に有用な適切な会計情報を提供するとともに、効果的に活用するために必要な資質・能力を育成することを主眼としたものである。</u></p> <p>今回の改訂では、<u>実務で必要とされる</u>経営管理などの内容を踏まえ、業績測定に関する指導項目を取り入れるなど改善を図った。</p> | |

〔出所〕文部科学省（2019）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説商業編』実教出版，89－123頁。
（下線は筆者による加筆）

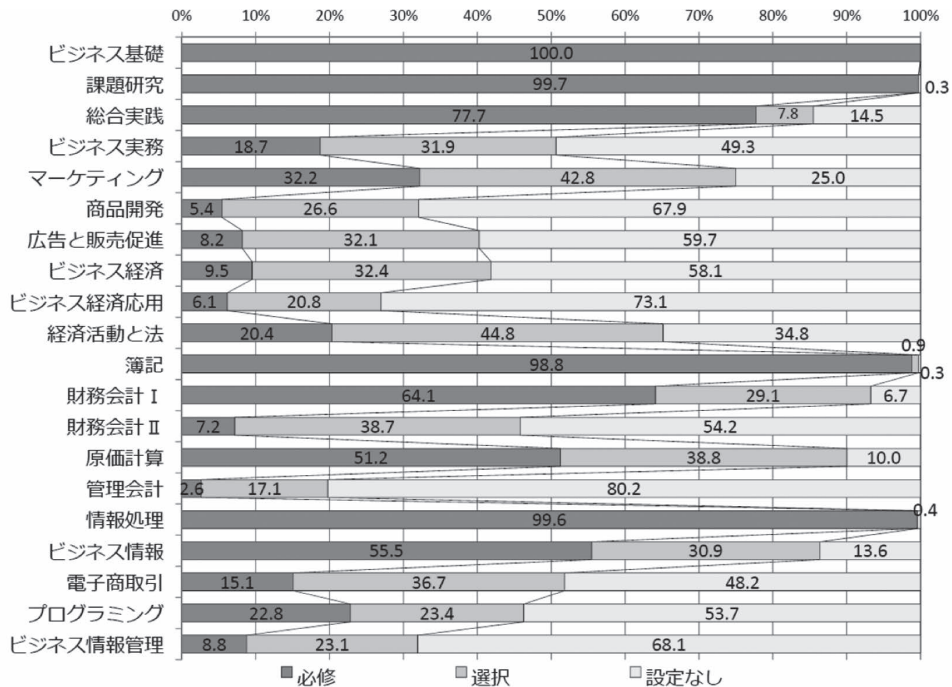
を系統的に履修させることが示されている。次に、「原価計算」は、適切な原価情報の提供とその効果的な活用を主とした学びを展開し、「管理会計」は、経営管理に有用な適切な会計情報の提供とその効果的な活用を主として行われることになる。

このように、各科目を並べてみていくと、簿記を除くすべての科目に、「適切な情報の提供と効果的な活用」との表記があることがわかる。そして、簿記では、「適正な取引記録と財務諸表の作成」について学ぶと述べられている。

視点を変えて、教育課程上、科目簿記がどれだけの学校で履修可能なのか見ていくと、図表3-2「令和3年度の商業に関する学科の教育課程編成状況」からわかるように、科目簿記は、商業に関する学科において、ほぼ100%の設定状況となっている。

以上のことから、中学校社会の会計基礎教育と高等学校商業の会計分野の学びの系統性を見出すためには、高等学校1学年で学習することの多い簿記が重要な意味をもつのではないかと考えた。

図表3-2 令和3年度入学生の教育課程の編成状況〔科目の設定状況〕（公立高等学校全日制課程商業に関する学科）



※2単位履修と3単位履修を選択させるなど、全ての生徒が履修することになる場合には、必修にカウントしている。

〔出所〕田中圭（2021）「商業教育の課題——新学習指導要領の円滑な実施に向けて——」令和3年度日本商業教育学会第31回全国（福岡）大会資料より

（2）科目簿記の目標

ここからは、高等学校学習指導要領および解説商業編に述べられている科目簿記の目標に焦点をあて、第1章で提示した、簿記の理論的枠組みに基づいて整理していくことにする。まず、高等学校学習指導要領には、簿記の目標が次のように示されている。

商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、取引の記録と財務諸表の作成に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- （1）簿記について実務に即して体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- （2）取引の記録と財務諸表の作成の方法の妥当性と課題を見だし、ビジネスに携わる者として科学的な根拠に基づいて創造的に課題に対応する力を養う。
- （3）企業会計に関する法規と基準を適切に適用する力の向上を目指して自ら学び、適正な取引の記録と財務諸表の作成に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この目標に関連して、解説商業編では、次のような解説を行っている。

この科目においては、取引の記録と財務諸表の作成を適正に行って企業の社会的責任を果たす視点を持ち、取引の記録と財務諸表の作成を行う場面を想定し、記帳や決算に取り組む実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、適正な取引の記録と財務諸表の作成について、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。

目標の(1)については、簿記に関する理論的な知識と技術にとどまらず、実務と関連付けられ、ビジネスの様々な場面で役に立つ実務に即した知識と技術を身に付けるようにすることを意味している。

目標の(2)については、唯一絶対の答えがないことの多い経済社会にあって、簿記をはじめとした様々な知識、技術などを活用し、取引の記録と財務諸表の作成の方法の妥当性と実務に適用することに伴う課題を見いだすとともに、会計情報が社会に及ぼす影響を踏まえ、簿記に関する理論、企業活動の流れなど科学的な根拠に基づいて工夫してよりよく課題に対応する力を養うことを意味している。

目標の(3)については、企業会計に関する法規と基準を適切に適用する力の向上を目指して自ら簿記について学ぶ態度及び組織の一員として自己の役割を認識して当事者としての意識を持ち、他者と信頼関係を構築して積極的に関わり、記帳、決算など適正な取引の記録と財務諸表の作成に責任をもって取り組む態度を養うことを意味している。

上記内容から、科目簿記において「企業の社会的責任を果たす視点」を持ち、「組織の一員としての役割を果たすこと」ができるようになることを学びのねらいとしていることがわかる。そこで、これらのことが、簿記教育にとってどのような学びの実現を意味しているのかについて、次節以降で考察していくことにする。

(3) 科目簿記の目標と企業の社会的責任

株式会社は、会社法や金融商品取引法において、決算書（会社法では「計算書類」、金融商品取引法では「財務諸表」）を作成しなければならない¹⁰⁾。また、前節で提示した解説商業

10) 例えば会社法（計算書類等の作成及び保存）第435条第2項では、次のように示されている。「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。」

編の中では、「取引の記録と財務諸表の作成を適正に行って企業の社会的責任を果たす視点をもち」とある。このことから、取引の記録と財務諸表の作成を適正に行うことが、企業の社会的責任における前提として捉えられていると判断でき、加えて、「財務諸表の作成」と明記されていることから、金融商品取引法による上場企業等を学習対象としていることが考えられる。このことから、「財務諸表の作成」が利害関係者への報告も目的の一つと捉えていることが想定され、このことも含めて、企業の社会的責任を果たす視点と捉えていることが窺える。

また、解説商業編に述べられている「適正な取引の記録」を行うことが、どのように企業の社会的責任を果たすことに繋がるかという点については、企業会計原則の「正規の簿記の原則」をもとに説明できるのではないだろうか。「正規の簿記の原則」では、「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」とある。日々の取引の記録を正確に行うことは、簿記における根本原則であり、この積み重ねが、正確な会計帳簿の作成へと繋がっている。このような一つ一つの取引記帳に責任をもって取り組む態度も、企業の社会的責任と捉えていると考えることができる。

(4) 科目簿記の目標と組織の一員としての役割

「組織の一員としての役割を果たす」ことについては、解説商業編における商業科の目標の解説で、「他者とコミュニケーションを図るなどして、生産者、消費者などをつなぎ、地域産業をはじめ経済社会が健全で持続的に発展するよう、組織の一員としての役割を果たす（文部科学省、2019、14-15頁）」と述べられている。また、科目簿記の中では、「企業会計に関する法規と基準を適切に適用する力の向上を目指して自ら簿記について学ぶ態度及び組織の一員として自己の役割を認識して当事者としての意識をもち、他者と信頼関係を構築して積極的に関わり」とも述べられている。これらのことを受け、科目簿記では、組織の一員としての役割を果たすために、どのような学びが考えられるであろうか。このことについて、第 1 章で取りあげた、「物的勘定理論」と「人的勘定理論」の捉え方でみていくと、次のような学びが考えられるのではないだろうか。

物的勘定理論では、複式簿記における勘定記入の統一的説明という視点から捉えると、貸借対照表や損益計算書の作成を通して、一定時点の財政状態と一定期間の経営成績を明らかにすることを目的とした学びが考えられる。この学びにおいては、「企業会計に関する法規と基準を適切に適用する力」を必要とし、かつ投資家等の利害関係者にとって企業の状況を正しく判断するうえでの情報が提供されることが求められる。このような財務諸表作成の学びは、「他者との信頼関係を構築して積極的に関わる態度を養う」ことを目指した学びにつながることで、学びに深まりをもたせることができると考える。このような学びは、決算中

心主義の簿記学の考え方に基づくものとして整理できる。

一方、人的勘定理論では、第1章で整理したように、勘定と勘定の関係を人と人との関係であると認識し、日々の取引による財産の増減記録が、アカウントビリティの所在を明らかにすることを目的とすると捉える。その上で、企業内外での勘定組織におけるその担当者の役割を明確にすると解釈する。このように人的勘定理論は、各勘定と人の存在を関連付け、他者とコミュニケーションを図るなどして、企業・産業間、そして企業・消費者間を繋ぎ、そこから企業や産業の健全で持続的な発展につなげていくことが求められると捉えることができる。このような学びは、管理主義の簿記学に基づくものとして整理できる。

以上のように、本節では、科目簿記において、「組織の一員としての役割を果たす」ことについて、物的勘定理論と人的勘定理論から考察し、二つの簿記学の捉え方に基づいて整理することで、簿記の目的と関連付けて整理していった。

(5) 高等学校における簿記教育および会計教育の問題点

簿記と会計という用語は、いずれも本来の意味をもっている。簿記とは帳付け、すなわち帳簿記入を意味し、会計とは勘定、すなわち財貨の責任計算を意味する。このことは、取引の記帳に簿記の本領があり、財務諸表に会計の本領があるともいえ、決算は簿記から会計への移行領といえる（安藤，2001，39頁）。では、ここからは、簿記と会計の関係性について、具体的にみていきながら、高等学校における簿記教育と会計教育の狭間に存在する問題点について考察していきたい。

簿記は、「財産に関する記録」であり、財産の所有関係、持分関係および債権・債務関係を組織的に明確にするために誕生した。一般的にいえば、財産に関して自己を他人から守り、自己と他人との利害の線引きをする必要から簿記は生まれ、この利害調整は、簿記およびそれに基づく会計の本来的な役割である（安藤，2001，206頁）。しかし、通常、簿記に関するテキストでは、財務諸表の作成プロセスとして位置付けられており、そこでは、財務諸表の作成こそが簿記の目的であるといったように捉えられている節がある。「財産に関する記録」は何らかの目的をもって行われる。その目的は一つとは限らないし、不変というわけでもない。簿記の一義的な目的を述べるとすれば、財産を管理するために記録するということになる（友岡，2006，23-25頁）。

一方、会計とは、財産の管理という行為の受託者が、自分の行った財産の管理の顛末をその委託者に対して説明することである。このような会計は、資本と経営の分離が前提となる状態で必要とされる（友岡，2006，13頁）。

ここで述べておきたいことは、「簿記は会計のために行われるようになったわけではない（友岡，2006，24頁）。」ということである。つまり、簿記を「財産に関する記録」とするなら

ば、この「記録」は会計を前提としなくとも行われることがある。すなわち、「自分の財産の自分自身による管理の顛末を自分自身に対して説明する（友岡，2006，25頁）」ために財産に関する記録を行うことも考えられるということである。このような考え方のもとでは、「会計のない簿記はある（安藤，2001，39頁）」ということがいえるであろう。しかし近年、簿記の会計化¹¹⁾に拍車がかかっているといわれる。これまでも、簿記の会計化を問題視して、多くの研究者が異を唱えてきたにもかかわらず、現在も簿記の会計化といえるような簿記教育が進められている。

ここで考えていただきたいことは、なぜ決算中心の簿記学が近年の簿記教育の大部分を占めるようになったのかということである。このことについて、長谷川（2008）では、複式簿記が、当初、財産管理の必要上自然発生的に生まれたが、株式会社制度の生成とともに、その複式簿記の必要理由が投資家への会計情報の開示へと変化していったことを理由として挙げている（長谷川，2008，3頁）。さらに、複式簿記の目的が財産管理にあった時代から、株式会社制度の発達と企業経済活動の複雑化に伴い、財産管理が発展的に経営管理として副次的目的に変わっていったことにより、損益計算書と貸借対照表の作成がその主要目的になっていき、近年は、この主要目的の補強のために誕生した会計への役割期待が多様化していると述べる（長谷川，2008，26頁）。このように、複式簿記の役割は、会計情報の作成と開示へと変化していったということである。

また、安藤英義教授は、上記の問いに対して、別の捉え方で述べている。財務会計の機能には、利害調整機能¹²⁾と情報提供機能¹³⁾の二つの重要な機能がある（安藤，2019，9-10頁）。利害調整機能とは、「配当金などによる企業の財産の分配について、それが適切である根拠を財務諸表によって示し、各種の利害関係者を納得させる働きをしている」ことを述べ、例えば、株主と債権者のように利害関係者の双方の間で期待していることが異なり、利害が対立する場合に、この機能が重要な役割を担うことになる。このように、利害調整機能は、財務会計の最も基本的な機能であることを述べている（安藤，2019，10頁）。

その一方で、情報提供機能が、簿記や会計の本来の機能としての利害調整機能よりも前面

11) 安藤英義（2001）『簿記会計の研究』中央経済社，41-42頁。安藤（2001）では、簿記の会計化・空洞化について、次のように述べている。「最近の簿記書は、簿記の語源といえる『帳簿記録』にかかる第一目的を忘れ、決算にかかる第二目的を偏重しているのである。『帳簿記録』を忘れた簿記は、空洞化しているといえよう。」

12) 安藤英義（2001）同上書，209頁。このことについて、安藤（2001）では、次のように述べている。「利害調整会計は、会計報告者が報告受領者に報告するだけでは終わらず、報告受領者によるその計算内容への関与をもってはじめて終わる。」つまり、「株主に対してなされる株式会社の取締役の会計報告にも、利害調整会計が含まれている。定時株主総会における貸借対照表および損益計算書の承認（商法283条1項）は、まさに報告受領者（株主）による計算への関与である。」

13) 安藤英義（2001）前掲書，209頁。このことについて、安藤（2001）では、次のように述べている。「情報提供会計は、会計情報の提供者が利用者に情報を流すことで完結する。」

に出てきている実態に対して、安藤（2001）では、企業会計原則の「真实性の原則」¹⁴⁾の文言が、簿記および会計の目的の記述を支配していることを指摘している。企業会計原則の「真实性の原則」は、財務諸表による会計の報告機能をいうに留まっているにもかかわらず、結局のところ、企業会計は意思決定情報の提供を目的とすることになるため、このことによって、会計の目的についても、会計情報の提供に偏重することになっていることを指摘している。これを「会計の情報化」と呼んでいる（安藤，2001，207頁）。このような会計の情報化について、安藤（2001）では、簿記における主要簿偏重をもたらし、補助簿の記録を大切にす簿記、日々の取引を細大漏らさず帳簿に記録することを重視する簿記を衰退させているのではないかと述べる（安藤，2001，209頁）。

ここまで述べてきたように、企業として発展し続けるためには、近年、会計情報の開示が重要な意味をもち、このことが、簿記および会計の双方に大きな変化をもたらしているということがわかる。

簿記と会計の関係性の整理からみえてきたことは、株式会社制度の生成とともに、複式簿記の必要理由が投資家への会計情報の開示へと変化したこと、企業会計原則の「真实性の原則」の文言解釈による簿記や会計の情報提供機能への偏重傾向が表れたこと、これらのことが一要因となり、高等学校における簿記教育においても、決算中心主義の簿記学を誘発し、その学びを良しとし、誰も疑うことをしない流れがあると判断することができる。ここに、簿記教育において二つの簿記学の視点からの再検討の必要性を認識することができる。

この章の最後に述べておきたいことは、簿記教育は会計教育のために行われるのではなく、簿記教育は簿記教育として、独立した教育の目的をもっているものであり、高等学校における商業教育では、簿記教育と会計教育は、それぞれ別の機能をもつものとして捉え、実施していく必要があるということである。そして、簿記教育においては、二つの簿記学の視点を取り入れることが重要であり、簿記教育が存在しない会計教育というものはないとの視点に立ち、このことを念頭に置いて、中高接続教育の実現に向けた見通しをもった学びとして検討していくことを、ここで強調しておきたい。

4. 商業教育における中高接続に向けて

(1) 「技能」と「技術」の表現からみた中学校教育と商業教育の相違点の整理

平成28年12月の中央教育審議会答申（以下、中教審答申）では、「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力として、次の三つの柱に整理され、各教

14) 真实性の原則「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。」（一般原則一）

科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理が図られた（文部科学省，2019，3頁）。

- ①「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）
- ②「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

また、高等学校学習指導要領に示されている商業科の目標についても、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて、上記の三つの柱に沿って整理され、育成を目指す資質・能力のうち(1)には「知識及び技術」を(2)には「思考力・判断力・表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」が示されている（文部科学省，2019，10頁）。

ここで着目していただきたいことは、中教審答申で整理された三つの柱では「知識・技能」であるのに対して、商業科の目標では「知識・技術」となっている点である。このように学習指導要領では、「技能」と「技術」は使い分けられている。小学校・中学校学習指導要領および高等学校学習指導要領における各学科に共通する各教科等では、学校教育を通して育成を目指す資質・能力の一つを「知識及び技能」として整理され、商業など、主として専門学科において開設される各教科のうち、職業に関する各教科では、「知識及び技術」として整理されている。このことは、本論で中高接続教育を論じていくうえでの重要なポイントであると考え、ここでは、まず、学習指導要領からみた「技能」と「技術」の違いについて整理していくことにする。

最初に「技能」の育成についてである。中学校学習指導要領解説総則編（以下、中学校解説総則編）によれば、育成を目指す資質・能力における「言語能力を構成する資質・能力」の中で、「知識・技能」の説明として、「言葉の働きや役割に関する理解、言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け、言葉の使い方に関する理解と使い分け、言語文化に関する理解、既有知識（教科に関する知識、一般常識、社会的規範等）に関する理解が挙げられる。」と述べられている（文部科学省，2018b，50頁）。

また、中学校解説社会編では、「知識・技能」の技能について、次の3つの技能を用いる学習場面に分けて考えることを述べている（文部科学省，2018c，129頁）。

- ① 手段を考えて課題の解決に向けて必要な社会的事象に関する情報を収集する技能
- ② 収集した情報を現代社会の見方・考え方を働かせて読み取る技能
- ③ 読み取った情報を課題の解決に向けてまとめる技能

これらの技能は、情報化が進展する中で社会的事象について考察するときに求められる力、すなわち、関連のある資料を様々な情報手段を効果的に活用して収集し、かつ考察に必要な情報を合理的な基準で選択し分析するとともに適切にまとめる力を意味している（文部科学省，2018c，129頁）。

これらのことから、中学校学習指導要領における「技能」とは、中学校解説総則では、知識等の「使い分け」という表現で説明され、中学校解説社会編では、「学習活動における情報等を整理・分析し、まとめる力」として説明されていることがわかる。以上のことから、ここでは「技能」を「日常場面や学校教育の学習場面で直面する諸資源の使い分け、すなわち、それらを整理・分析し、まとめる力」として整理する。

一方、「技術」とは、解説商業編では、「具体的なビジネスと結び付くなどした、ビジネスの様々な場面で役に立つ知識と技術」や「将来の職業を見通して更に専門的な学習を続けることにつながる知識と技術」などの表現で説明されている（文部科学省，2019，15頁）。

このことから、ここで述べる「技術」とは、「科学によって生み出された理論を実践で活用したり、応用したりする手段や技のことであり、ビジネスの様々な場面で生かされる技」として整理する。商業教育における育成を目指す資質・能力は、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて整理され、そのうちの一つに「知識及び技術」が挙げられている。ここで重要なことは、商業教育で求められているのは、「技能」ではなく「技術」の育成ということである。

このことを科目簿記で捉えると、育成を目指す「知識及び技術」とは、例えば簿記上の諸帳簿や証憑、財務諸表等を作成することができるだけでなく、それらが企業組織の中で存在する意義と役割を理解し、企業はビジネスにおいて、それら諸帳簿等から何を読み取り、どのように活用しているのかということを理解している状態として捉えることができる。ここで重要なことは、簿記上の諸帳簿や証憑などの役割や必要性について、学習活動の一環としての理解に留まるのではないということである。すなわち、各取引を処理していく際に、どの帳簿に記録するかを理解できているといった諸帳簿を使い分ける力や諸帳簿を作成することができる力といった「技能」の育成を目指す教育に留まるのではないということである。

以上のことから、高等学校における簿記教育で求められる「知識及び技術」とは、「ビジネスの様々な場面で生かされる技」としての簿記の技術の習得を目指した教育の実践にあるといえる。このことは、財務諸表の作成技術は言うまでもないことであるが、加えて、財産管理に力点を置いた管理中心主義の簿記学の捉え方が極めて重要になると考えることができる。一方、中学校社会の会計基礎教育における「知識及び技能」とは、貸借対照表や損益計算書などの資料が、企業から会計情報として提供され、それを、利害関係者がどのように活用するのかを理解し、このことを自分の言葉でまとめることができる力を育成する教育にあると

いえるのではないだろうか。

(2) 中高接続教育への試案

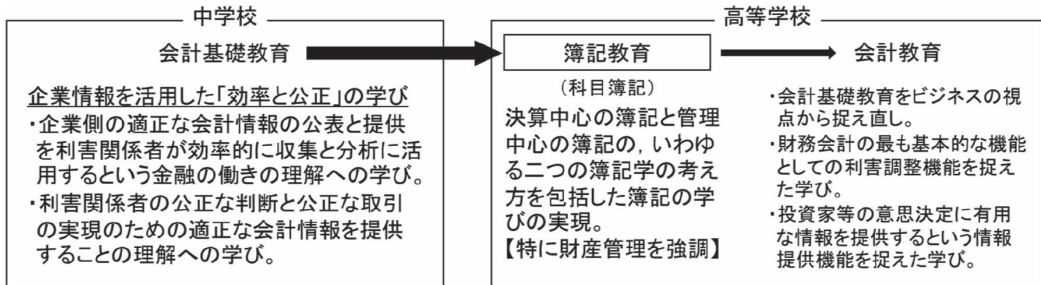
先述したように、公民的分野の学びは中学校第 3 学年で実施される。改訂された学習指導要領のもとでは、その後、商業に関する専門教科で学ぶことを進路選択した生徒たちは、中学校で会計基礎教育に関する思考を経た後、高等学校で商業を学ぶことになる。このような状況下で、会計分野の学びにおける中高の系統的な学びをどのように捉え、実践していくことが考えられるであろうか。このことについて、本論では、前章でも述べたように、高等学校における会計分野の学びを、簿記教育と会計教育の 2 つの視点で捉える方法によっている。

そこで、本論のまとめとして、中学校における会計基礎教育と一般的に商業高校等での第 1 学年で履修する科目簿記による「簿記教育」とが、中高接続教育の視点においてどのような意味をもち、系統的な学びとして、どのように学習を展開していくことができるかについて、会計分野の学びの接合点にあたる簿記教育に焦点をあてて論じていくことにする。そして、中高接続教育の全体像として、会計教育を踏まえて整理していきたい。

第 2 章で紹介した会計基礎教育の事例の導入段階で「身近な生活の中で、何かに取り組んだ成果を数字で説明するものには何があるだろうか。それらは、どんな目的で使われているか。」という発問があったことを思い出していただきたい。その解答例として、学校教育では、「成績表」が挙げられ、その目的は、「できたかどうかを把握することや、頑張ったことを他者にアピールする。」とある。ここで、成績表は何のためにあるのか、改めて整理してみると、一側面は、取組の成果を自身が結果として確認し、第三者へも客観的な指標として提示することができることにある。一方で、学びにはゴールがあると捉えるのではなく、自己の成長を目指して行われるものであると捉えることもできる。つまり、成績表を多面的に捉えると、結果のみに一喜一憂するのではなく、学習過程段階に焦点をあてて見ていくことも重要であることがわかる。結果は結果として受け止めるべきであるが、結果が出される前段で、「もっと頑張ることはできなかったか。」「学習過程で改善すべき点はなかったか。」このように、結果に加えて、学習過程段階を見直すことで、もっと良い結果を導き出せたり、自己の成長を実感したりできると考えることも大切なことである。また、学習過程段階での良い点は継続的に実施し、実行していけばよいのである。このように考えると、日々の自己管理が重要であることがわかる。このことを会計分野の学びに置き換えるなら、自己管理にあたるものが「財産管理を中心とした簿記」といえるのではないだろうか。

もっと踏み込んで述べると、成績表にあたるものが決算を中心とした簿記で捉える財務諸表であり、学習過程段階の自己管理にあたるものが、管理を中心とした簿記で捉える補助簿などによる帳簿組織ということになる。例えば、補助簿としての売掛金元帳（得意先元帳）

図表4-1 商業教育における中高接続の系統的な学びのイメージ



〔出所〕筆者作成

を見直すことで、売掛金回収率が悪い企業がどの企業か見えてくる。そして、回収率の悪い企業に対して、関係部門で対応策を考え、改善を図る取組に繋げていくことができる。学校教育における結果（成果）の開示は重要である。しかし、良い結果（成果）を出すためには、日々の学びの積み重ねが重要であるように、企業活動においても、日々の改善の視点なくしてよい結果（成果）を得ることはできない。そのためには、個別の財産の動向を的確に把握していく必要がある。すなわち、ここに財務諸表の活用に加えて、個別の帳簿組織に着目する管理主義の簿記学の見方・考え方を働かせることの重要性をみることができる。そして、この財産管理の見方・考え方を簿記教育で実践し、定着させることで、簿記教育が中高接続の接合点としての役割を果たすものと考えた。

第2章で取りあげた中学校社会の授業計画は、効率と公正の枠組みを活用した授業である。そのため、経済の効率性に沿って、企業の会計情報としての貸借対照表や損益計算書が提供され、活用されることで授業が構成されている。中学校社会で、このような授業計画に加えて、管理主義の簿記学に着目した学びを取り入れることには学習指導要領上の限界がある。そこで、図表4-1のようなイメージで、科目簿記を中高接続教育の接合点に位置づけた中高の系統的な学びを実現できると考えたのである。

改訂された中学校学習指導要領のもとで、会計基礎教育が実施されることになる。商業科教員は、このことを把握したうえで、中学校に対して、商業教育の中高の系統的な学びについての働きかけを強化する必要があると考える。例えば、中高連携事業の機会を利用して、中学校に向けて、次のような働きかけが考えられるのではないだろうか。

中学生の皆さんは、公民的分野の中で、貸借対照表や損益計算書は、企業活動を効率的に行い、関連する人たちが企業を公正に評価し、双方のよりよい関係性を構築していくために重要なツールとして活用されることを学んできたと思います。

では、中学校の学びで見た貸借対照表や損益計算書を使うと、他に企業のどんなこ

とがわかってくるのでしょうか。また、これらの資料は、企業の日々のたくさんの取引が集計された結果として表されています。このような結果を見てわかってくることもあります。会計情報には、この他にも様々なものがあります。その中には、日々の取引を整理することで問題点が見えてくることもあります。そして、その問題点を改善するために、日々の経営活動の中で、これまでとは異なった工夫をすると、その工夫したことが企業内外に影響を与え、結果として、貸借対照表や損益計算書に集計される金額や内容にも変化として表れてくる場合があります。

商業の学びは、このように日々の取引の工夫にも着目し、「企業がよりよい結果を得るためにはどうすれば良いか。」その見方や考え方を身に付けることができる学びです。そして、簿記や会計の学びというものは、企業に影響を与える日々の事象を、ビジネスに係るすべての人たちが見てわかるような用語や金額で整理し、そこから何をどのように工夫したら企業が世の中のために役に立つのかを考えていくことができる学びです。このような学びは、商業を学ぶ高校で深めていくことができます。

このように中学校の会計基礎教育を高校で継承できる教育が、商業教育であるということを発信していく必要があると考える。上記内容では十分とは言えないが、学習指導要領改訂のこの機を高等学校の商業教育にとっての好機と捉え、中高の系統的な学びの実現を目指して、中学校に向けて、商業の魅力を発信していくことができるように働きかけていく必要があると考える。

そして、このような中高接続を視野に入れた簿記教育は、第 2・3 学年へと続く会計教育に引き継がれていき、中学校における会計基礎教育で思考した内容を、さらにビジネスの視点で捉えた学びへと発展させていくことへの期待が広がる。このように会計教育で「具体的なビジネスと結び付くなどした、ビジネスの様々な場面で役に立つ知識と技術」「将来の職業を見通して更に専門的な学習を続けることにつながる知識と技術」に迫る教育が行われることは、学習者にとって、自己の将来の姿を見通した学びへも広がっていき、より一層の学びの深まりを見出せることが期待できる。このように、「ビジネスの様々な場面で生かされる技」としての簿記および会計の技術の習得を目指した教育が実践されることで、学びの広がりや深まりが生まれることを期待したい。

以上述べてきたように、今後、新学習指導要領のもとで実施される会計基礎教育は、高等学校における商業教育に追い風となり、中高の系統的な会計分野の学びへの可能性を見出すことができる取組になるのではないだろうか。

おわりに

これまでの簿記教育への認識は、高等学校に入学して初めて簿記という学びに出会うものであると考えられ、中学校の学びとの関連性、系統性を焦点とした位置付けで捉えることをしてこなかったといえる。このことについて、今回の学習指導要領改訂による中学校社会の会計基礎教育の導入がきっかけとなり、中高の系統的な学びの可能性としての兆しがみえてきたことは、今後の商業教育の推進において、大いに期待できることである。

しかし、高等学校における従来の簿記教育の実践を振り返ると、二つの簿記学の視点で述べる、決算中心主義の簿記学に偏った学びが進められてきた実態がある。このことは、今後の会計分野の学びにおける中高接続の視点からみたととき、改善する必要がある点である。

すなわち、この「簿記の会計化」を今後の簿記教育の実践による課題と認識し、簿記教育の再構築を図っていく必要があると考える。そして、今後の簿記教育の実践を考察する際、本論で整理した「簿記の理論的枠組み」を活用して検討することで、簿記教育の再構築への手がかりとなり、中高接続教育の実現のきっかけになることを期待したい。

また、本論で述べてきた内容が、商業科教員にとっても、簿記教育の目的を再確認するきっかけとなり、中高の系統性を見据えた商業教育としての視点を見出すことができ、中学校に向けた商業教育の意義と魅力の発信へと繋がっていくことを期待したい。

参考文献

- 安藤英義（2001）『簿記会計の研究』中央経済社。
安藤英義（2019）『新財務会計Ⅰ新訂版』実教出版。
安藤英義（2022）『新簿記』実教出版。
岩田 巖（1953）「『アカウント』・『アカウントビリティ』・『アカウントティングコントロール』」『産業経理』，13(1)。
岩田 巖（1955）「二つの簿記学——決算中心の簿記と会計管理のための簿記——」『産業経理』，15(6)。
玉繁克明（2021）「デジタル時代における簿記教育の理論研究」『修道商学』，61(2)。
友岡 賛（2006）『会計の時代だ——会計と会計士の歴史——』ちくま新書。
新田忠誓（2019）「帳簿組織と簿記（帳簿）の目的——日記帳（取引記入）簿記；財務諸表作成簿記；個別管理簿記——」，原 俊雄編『簿記と帳簿組織の機能——歴史的・国際的視点から』中央経済社。
日本公認会計士協会「『会計情報の活用』授業支援パッケージ」，<https://jicpa.or.jp/news/information/2021/20210902abd.html>
長谷川茂（2008）『会計の社会言語論的展開』森山書店。
文部科学省（2018a）『中学校学習指導要領（平成29年告示）』東山書房。
文部科学省（2018b）『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編』東山書房。
文部科学省（2018c）『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編』東洋館出版社。
文部科学省（2019）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説商業編』実教出版。